

# 総合会計事務所ニュース

発行元

2009年8月 No.146

(株)総合会計 金巨功税理士事務所

TEL:083-973-8336 FAX:083-973-8337 HP:<http://www.sogo-k.net>

〒754-0014 山口市小郡高砂8番11-201号

## 「この国のかたち」を創るのは個人一人ひとりです！

～世の中を変える節目の総選挙にしましょう～

7月21日解散した麻生太郎首相は「日本を守り、暮らしを守るのはどの政党か」「今度の総選挙は『安心社会実現』選挙だ」と述べました。このたびの総選挙で政界を引退する小泉元首相は、就任当初「自民党をぶっ壊す」と言っていましたが、小泉「構造改革」で壊れたのは、『国民の安心や希望』でした。「働くためのルール」も「中小企業や農業経営」も壊れ、今や若者の半分は「非正規雇用」になり、ひとり親の生活保護世帯を対象に支給されていた「母子加算」でさえ、今年4月に全廃されました。これでは「希望」が持てるはずありません。

さて、麻生首相の「安心社会」についてのキーワードは「雇用」「老後」「子育て」です。それを実現するための財源は「消費税の引き上げ」と豪語していますが、消費税こそ「格差社会」を生み出した原因のひとつです。それは税率は「平等」でも、負担率は「所得の低い人ほど高く、所得の高い人ほど低い」いわゆる「逆進性」が強いからです。消費税は、創設当初「福祉のため」とされていましたが、結果として「福祉」は悪くなる一方です。当初の目論見どおり「小さく生んで大きく育てる」のか、「現状維持もしくは廃止する」のかをこの総選挙で争点にしなければならないでしょう。私は消費税の代替の財源は「相続税の課税強化」が有効ではないかと思っています。1,400兆円あるといわれる金融資産の多くを高齢者が保有しています。人間何人(なんびと)も天国にまでお金は持っていきません。一定額以上の金融資産はすべて相続税がかかるという立法にすれば、かなりの部分は消費に寄与するでしょう。生前贈与で子供に渡すことでも消費に寄与します。相続税の課税強化は、「富の再分配効果」としても有効です。



東京のど真ん中・新宿の光と影

どのような政策になったとしても、せめて、セーフティネット(網の目のような救済策)は確立して欲しいですね。過日、東京へ出張した際に新宿高層ビル街にある中央公園にたくさんのホールレスの人たちがいました。

この国のかたちを創るのを政治家任せにすることはできません。私たちの一票で、潮目が変わる可能性を大きく秘めている総選挙です。もちろん国民一人ひとり多様な考え方がありますが、自分の意思を明確にして「棄権」だけはしないでほしいと思っています。

(株)総合会計 所長 金巨 功

### ～経営理念～

- 一、私たちは、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にする税制の実現をめざします。
- 一、私たちは、税務・会計・経営のエキスパートとして、中小企業のよりよきアドバイザーになることをめざします。
- 一、私たちは、みんなで創造し、みんなで分かち合い、みんなで成長しあえる事務所になることをめざします。
- 一、私たちは、地域にあてにされ、地域に貢献し、中小企業が光となるような社会をめざします。

# 災害等による「申告期限の延長」と「納税の猶予」

先日(7/21)の豪雨により、山口県内でも車輛や商品の破損、建物などの損壊でお困りの方も多いと思います。

そこで、今回はこうした場合の税の取り扱いについてご紹介します。

## 申告などの期限の延長（申告期限の特例）

災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告・申請・請求・届出その他の書類の提出、納付などが法律に基づく期限までに出来ないときは、その理由がやんだ日から2か月以内に限りその期限を延長することができます。災害などによる申告期限の延長は、地域指定と個別指定があります。

### 「地域指定」

- \* 都道府県の全部又は一部にわたり災害その他のやむを得ない理由が発生した場合
- \* 申請手続き 国税庁長官が公示により災害のあった地域を指定して、申告、納付などの期限を延長するものです。申請手続きを特別にすることなく申告などの期限が延長されます。地域指定による期間延長は、指定地域内に納税地のある納税者に限られますので、指定地域内に事業所などがあり納税地が指定地域外にある場合は「個別指定」により期限延長の適用を受けることになります。

### 「個別指定」

- \* 個別に災害その他やむを得ない理由が発生した場合
- \* 申請手続き 所轄税務署長に申請し、提出期限までに申告などが出来ないと承認を受けることにより、申告、納付などの期限を延長するものです。

## 納税の猶予

震災・風水害・落雷・火災その他これらに類する災害により被害を受け国税を納付することが困難な場合、納税の猶予を受けることができます。納税の猶予には「災害により相当な損失を受けた場合」と「災害等を受けたことにより納付が困難な場合」があります。

### 「災害により相当な損失を受けた場合」

この納税の猶予を受けられる方は、災害により全財産のおおむね20%以上の損失を受けた方です。

納税の猶予期間は、損失の程度により、納期限から1年以内の期間になります。なお、この納税の猶予を受けるためには、災害のやんだ日から2か月以内に「納税の猶予申請書」及び「被災証明書」を提出する必要があります。

### 「災害等を受けたことにより納付が困難な場合」

災害その他やむを得ない理由により国税を一時に納付することができないと認められる場合には、所轄署長に申請することにより、納税の猶予を受けることができます。納税の猶予期間は原則1年以内の期間です。

実情に応じ異なる要件もございますので、詳しくは、当事務所の職員にお尋ねください。

## 事例 Q & A

Q. 取引先の倒産・自然災害などによる経営のための融資を受けたいのですが？

A. セーフティネット保証制度をご利用いただくといいでしょう。

この制度は、取引先企業の倒産・事業活動の制限、取引金融機関の破たん、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業の方へ資金供給の円滑化を図るために、信用保証協会の保証を別枠で利用できるようにする国の制度です。

### 1.対象となる方

以下に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

- 1号:連鎖倒産防止
- 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号:突発的災害(事故等)
- 4号:突発的災害(自然災害等)
- 5号:業況の悪化している業種(全国的)
- 6号:取引金融機関の破たん
- 7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号:金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

### 2.保証限度額

#### (一般保証限度額)

- ・普通保証 2億円以内
- ・無担保保証 8,000万円以内
- ・無担保無保証人保証 1,250万円以内

+

#### (別枠保証限度額)

- ・普通保証 2億円以内
- ・無担保保証 8,000万円以内
- ・無担保無保証人保証 1,250万円以内

### 3.保証料率

おおむね1%以内で、各保証協会ごと及び各保証制度ごとに定められています。

\* 政府系金融機関をはじめ、民間の金融機関も融資制度が充実しています。

詳しくは、当事務所の職員にお尋ねください。

# 所長の登山日記



## 登山日

2008年9月8日(月) ~ 10日(水)



## 山名

早池峰山(はやちねさん 1917 ㍎ 岩手県 日本百名山) 9月8日(月)  
岩手山(いわてさん 2038 ㍎ 岩手県 日本百名山) 9月9日(火)  
八幡平(はちまんたい 1613 ㍎ 岩手・秋田県 日本百名山) 9月10日(水)



## 日記

8日は、早池峰山。ハヤチネウスユキソウというエーデルワイスによく似た花で有名です。夏場は、登山口から山頂まで一列縦隊の切れ目ない登山客が続くと聞いていたのですが、9月の時期になると登山者もまばらでした。

9日は、岩手山。岩手を代表する山で、その山容から南部片富士、岩手富士とも呼ばれています。数年前まで入山禁止になっていた活火山です。

今回の最終日は八幡平。美ヶ原と並んでハイキングコースのようでした。八幡平アスピーテラインというドライブコースができ、1時間もあれば湖水見学できるように観光化されていました。綺麗な景色に感動しました。



詳しくはブログをみてね。

[http://isaoyamanobori.blog74.](http://isaoyamanobori.blog74.fc2.com/)

[fc2.com/](http://isaoyamanobori.blog74.fc2.com/)



## 地図

